

関屋分水資料館の一時休館について

新潟県全域に新型コロナウイルスの特別警報が発令され、県立施設の原則休館等を行うことが決定されました。
これを受け信濃川下流河川事務所においても、関屋分水資料館について一時休館することといたしました。

- 休館期間：9月3日(金)～9月16日(木)
- 休館施設名：関屋分水資料館（新潟市西区関屋1827-39）

※新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、休館期間が変更になる場合があります。
事務所HP・ツイッター等でご確認ください。

事務所ホームページはこちら

<https://www.hrr.mlit.go.jp/shinage/index.html>



事務所ツイッターはこちら

https://twitter.com/mlit_shinage



<同時配布先>

県政記者クラブ、新県政記者クラブ、新潟市政記者クラブ、新市政記者クラブ、三条市政記者クラブ

<お問い合わせ先>



国土交通省 北陸地方整備局 信濃川下流河川事務所

副所長(技術) 渡邊 重紀、調査設計課長 若杉 匠

TEL (025) 266-7131 (代表)

FAX (025) 266-7105 (代表)